

参加無料!!

定員：東京 約70名  
大阪 約50名

東京・大阪で開催!

## 中国ビジネスの契約実務 **【後編：履行編】**

【東京】日時 2017年6月7日(水) 14:00~16:30(13:30開場)

場所 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル 5階  
TKP品川カナルセンターバンケットホール 5G

【大阪】日時 2017年6月8日(木) 14:00~16:30(13:30開場)

場所 大阪市中央区今橋3丁目3番13号 ニッセイ淀屋橋イースト 2階  
同ビル16階の弊事務所ではありませんので、ご注意ください。

主催：弁護士法人三宅法律事務所

協賛：宝印刷株式会社

現在の中国経済は、「投資から消費へ」と構造改革が図られており、法制度上も、「法治国家建設」が重要な目標とされ、最近も「外資独資企業法」等の改正、「民法総則」の制定等の法改正と規制緩和が実施されています。このような状況下で、日本企業としては、「背後に大きな市場や資本力を有している中国企業と、どのようにビジネスを行うか？」について、引き続き、積極的に検討すべきと思われます。

そこで、中国及び日本での契約締結交渉、投資・事業再編、訴訟・仲裁等につき長年の実績を有している中国及び日本の弁護士から、「中国ビジネスの契約実務」につき、分かりやすく、ご紹介いたします。

【言語は、全て日本語で行います。】**【「前編」は、昨年11月に実施しました。ご希望いただければ、個別に資料をお送りします。】**【今回の「後編」からだけでも、ご参加いただけます。】

### 第1 はじめに

#### 第2 契約の締結

- ・ 契約の交渉と締結
- ・ 契約書の作成、一般条項
- ・ 契約の種類による注意事項

以上 前編(昨年11月実施)

### 第3 契約の履行、終了

- ・ 契約の解釈
- ・ 各種の抗弁、契約上の地位の移転
- ・ 契約解除

### 第4 違約責任と紛争解決

- ・ 債務不履行、損害賠償の範囲
- ・ 中国の民事訴訟、仲裁実務

### 第5 紛争事例

#### 編外 中国の最近の法改正

以上 後編(今回)

### ● 講師プロフィール ●

方 新	中華人民共和国 大成律師事務所 パートナー 律師(弁護士)	1989年 - 1993年 野村貿易株式会社北京代表処 1993年 - 1996年 北京市融商律師事務所開設、勤務 1996年 - 1998年 日本 高橋大谷法律事務所 1999年 - 2008年 日本 弁護士法人三宅法律事務所 (外国法事務弁護士〔大阪弁護士会〕) 2008年 - 2009年 中倫律師事務所上海事務所 2009年 - 現在 大成律師事務所上海事務所(パートナー) 専門分野：会社法、独占禁止法、貿易外為法、訴訟・仲裁等
加藤 文人	弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー 弁護士	1995年 司法試験合格 1996年 同志社大学法学部卒業 1998年 弁護士登録(50期)三宅法律事務所入所 2006年 弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任(現職) 専門分野：民事・商事一般、保険法、倒産法、中国法、アジア法

## 会場のご案内



### 東京会場

TKP品川カンファレンスセンター バンケットホール 5G

東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル 5階

J R線 品川駅 高輪口より徒歩1分



### 大阪会場

ニッセイ淀屋橋イースト2階

大阪府中央区今橋3-3-13

同ビル16階の弊事務所ではありませんので、ご注意ください。

地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 8番出口より徒歩1分

京阪電車 淀屋橋駅 13番出口より徒歩3分

## 申込のご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらのURLよりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/china-seminar.html>

お申込みを受け付けましたら、E-mail又はFAXにて、後日ご連絡差し上げておりますので必ず返信をご確認ください。

お問い合わせ先:東京 03 - 5288 - 1021(代表) (担当:野村,松原,吉野)

大阪 06 - 6202 - 7873(代表) (担当:小川,早川)

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございます。

(定員は、東京約70名、大阪約50名です。)

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。

詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。